

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 609

平成23年 4月 4日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

月例経済報告、大震災で軌道修正
景気は自律性弱く回復基調遠のく

政府は3月の月例経済報告を公表した。「緩やかな回復基調にあった」という2月までの楽観的な景況観は、東日本大震災で軌道修正を迫られ、今後は「震災からの立ち直り」がポイントとなるとしている。また、多くのシンクタンクも独自の見解を発表している。

3月月例の要点は「景気は持ち直しに転じているが、自律性は弱く地震の影響が懸念される。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況」と弱腰。月例(基調判断)は急遽、2月以前と3月の見通し内容の修正を余儀なくされた。

2月までは、輸入は「横ばい状態」だが、3月はこれを「持ち直しの気配」とした。生産は、「持ち直しの動き」から「持ち直したものの地震の影響を懸念」に変えた。

先行きについては、海外経済の改善や各種の政策効果などで持ち直しを期待するが、地震の影響を測りかねている。金融資本市場の変動や原油価格上昇、海外景気の動向等によって「景気が下振れするリスクが存在する」と指摘するなど懸念ばかりが目立つ。

これでは経営者にとって赤信号である上、計画停電やデフレ等が不安を助長させている。政府の対策は「新成長戦略」に基づき「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を実施し、23年度予算及び関連法案の早期成立に努める決意を示す。日本銀行も資産買入等の基金の増額を決定したが起爆剤となるかどうか、遅い桜開花が不吉な前触れでないことを祈ろう。

税務会計

東北地震等に係る「指定寄附金」
法人支出の寄附金は全額損金算入

財務省は、今般の2011年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を、「指定寄附金」に指定する旨の告示を行った。

「指定寄附金」に指定されると、個人が支出する寄附金は、寄附金控除(所得金額の40%または寄附金の額のいずれか少ないほうの金額から2千円を控除した金額を所得から控除)の対象となる。また、法人が支出する寄附金は、全額が損金算入の対象となる等、税制上の優遇措置が受けられる。

一方、個人や法人が、災害に際して、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国や地方公共団体に拠出することを税務署が確認できれば、「国等に対する寄附金」として、「指定寄附金」と同様の税制上の特典を受けることができる。

災害に際して寄附する場合、税務署での確認手続きも緩和されている。具体的には、その義援金等が最終的に国や地方公共団体に拠出されたものであることが、新聞報道、募金要綱、募金趣意書などで明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われる。

なお、日本赤十字社や報道機関などに対する義援金等(地方公共団体に拠出されるもの)は、特段の確認手続きを要することなく「国等に対する寄附金」に該当する。

今週のキーワード

月例経済報告

経済企画庁による毎月公表の景気判断。基本的には景気動向指数に基づきながらも、内閣府が最新の経済指標などから原案を作成、政府公式見解となる景気判断である。報告では国内景気の状態を総合的に示す「基調判断」が最も注目される。景気の方角や水準を示すほか、個人消費、設備投資、生産、雇用情勢といった項目別の判断も示す。その後の経済動向を予測する際の重要な判断材料となる。しかし曖昧で微妙な表現が多く「月例文学」等と揶揄され疑問視されている。